様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）にほんでんぱこうぎょう  一般事業主の氏名又は名称 日本電波工業株式会社  （ふりがな）かとう　ひろみ  （法人の場合）代表者の氏名 加藤　啓美  住所　〒151-8569  東京都 渋谷区 笹塚１丁目４７番１号  法人番号　1011001017865  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Vision2030 周波数でデジタル社会の未来を創る［長期経営戦略 -Vision2030-］  ②　2030年度に向けたDX方針［DXの取組］ | | 公表日 | ①　2022年11月 8日  ②　2023年10月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HP上に公表  　https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS06515a/4f5f0bb7/7a8f/400f/87d7/95b26c113e90/140120221107558638.pdf  　P1  ②　当社HP上に公表  　https://www.ndk.com/jp/company/upload/NDK\_2030\_DX\_20231012.pdf  　P3 | | 記載内容抜粋 | ①　2030年に向けてデジタル社会の発展に貢献するNDKグループのビジョンを「周波数でデジタル社会の未来を創る」と 定め、「社会価値」「経済価値」「人材価値」という“3つの価値”をバランス良く追求することによりこれを具現化することに致しました。  ■社会価値  持続可能な繁栄と平和を実現するデジタル技術を支える  ■経済価値  新規領域を探索し、6Gのトップランナーへ  売上 1000 億円、営業利益率 20%を目指す  ■人材価値  世界と未来に革新をもたらす人材を育成する  ②　このビジョンの実現に向けて「2030年度に向けたDX方針」に、より具体的な経営の方向性（ビジョン）とDX方針を掲げています。  ■経営ビジョン  「新たな市場への参入、新たなビジネスモデルの構築」  5Gから6Gへの移行や、IoT社会の更なる拡大・進展に向けた方向性を明確化  ■DX方針  「技術と生産の両輪で、全てのステークホルダーのビジネス革新を」  −4つのDXステップと3つのDX差別化方針を実現− | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社の意思決定機関である取締役会の承認を得て当社HP上に公表しています。  ②　当社の意思決定機関である取締役会の承認を得て当社HP上に公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2030年度に向けたDX方針［DXの取組］ | | 公表日 | ①　2023年10月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HP上に公表  　https://www.ndk.com/jp/company/upload/NDK\_2030\_DX\_20231012.pdf  　P4-5 | | 記載内容抜粋 | ①　全社データを整備することを出発点にし、現場改革による原価低減→研究開発改革による新技術・工法の確立と顧客価値に寄与するDX→新ビジネス創造の流れを確立します。  この実現に向けて4段階のステップと3つの領域で最先端技術を活用してDXを推進します。  4段階のDXステップ  「データインフラの強化」→「最先端技術によるデータの昇華」→「新たな顧客価値の創造」→「新ビジネスの創出」  3つの領域におけるDX差別化方針  「研究開発力の強化」「生産効率の向上」「顧客ニーズ対応」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社の意思決定機関である取締役会の承認を得て当社HP上に公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　2030年度に向けたDX方針［DXの取組］  　P8-9 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進に向けて、以下の特長を持つDX部門を新設します。  ・社長直轄  ・情報システム部門も積極的に参加  ・各本部ごとに配置した人材と連携を取りながら改善を進める推進体制  DX推進に必要な下記3カテゴリーの人材の育成・採用計画  を実施します。  ・DX推進に前向きな経営層  ・プロジェクトマネージャー  ・DX/ITエンジニア |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　2030年度に向けたDX方針［DXの取組］  　P10-11 | | 記載内容抜粋 | ①　2023年度には2020年度比で約20倍の投資を実施。2022年度～2024年度までは、レガシーシステムから脱却するための集中投資を実施します。  レガシーシステムから脱却し、DXを推進していくためのデジタル環境のロードマップを作製しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2030年度に向けたDX方針［DXの取組］ | | 公表日 | ①　2023年10月 4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HP上に公表  　https://www.ndk.com/jp/company/upload/NDK\_2030\_DX\_20231012.pdf  　P13 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略では4つのKGI（Key Goal Indicator　重要目標達成指標）を設定しています。  ① 売上高  ② 営業利益  ③ 営業利益率  ④ 市場シェア（数量ベース）  4つのKGI達成に向けてDX戦略での12のKPIを設定しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 5月13日 | | 発信方法 | ①　新・企業理念の策定について［理念ブック］  　当社HP上に公表  　https://www.ndk.com/jp/company/upload/philosophy/Corporate-Philosophy-Booklet\_jp.pdf  　P2　トップメッセージ「Vision2030の先を見据えて」 | | 発信内容 | ①　現在、当社は長期経営戦略として掲げるVision2030の達成を目指す途上にあります。この戦略では、「周波数でデジタル社会の未来を創る」を当社の存在理由・近い将来の姿として定め、売上高1,000億円、営業利益率20%以上という極めて高い経営目標を設定しています。  　この達成のためには、事業の精査・利益構造の見直しや新事業の創出はもちろんのこと、何よりも持続的成長戦略を下支えする企業体質の強靭化を必要とします。そのため、新人事制度や、SAPを基盤としたDX推進、Smart-Factory化をはじめとする業務の再構築、そして、社内風土に至るまで、全方位的に社内改革を進めています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・日本自動車工業会/日本自動車部品工業会  ・サイバーセキュリティガイドライン  に基づく診断を実施しています。Lv1及びLv2では達成率100%を実現し、Lv3を目指し社内体制を整備中です。    ・外部のセキュリティ監査を実施しています。  イントラネットを利用して「サイバー攻撃」に対しての教育を実施。セキュリティ診断会社を利用して、脆弱性診断テストを毎年実施しています。2023年10月より、インターネットセキュリティ運用監視についてはアウトソーシングし、盤石な体制を構築したうえで、順次グローバル展開します。  ・現在、情報セキュリティ委員会（委員長は執行役員）を設置していますが、来期より社長直轄で執行役員を委員長としたセキュリティ委員会を新設します。  ・社外へのアクセス、社外からのアクセスは、SOCを利用して24時間365日モニタしています。  ・情報セキュリティ基本方針書・情報セキュリティ自主監査基準策定しています。  ・国家資格『情報処理安全確保支援士』の社員を置き、毎年資格を更新して指導が出来る様な能力を維持しています。  ・TISAX認証に向けた取り組みを実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。